

育児休業等終了時改定・3歳未満養育特例について

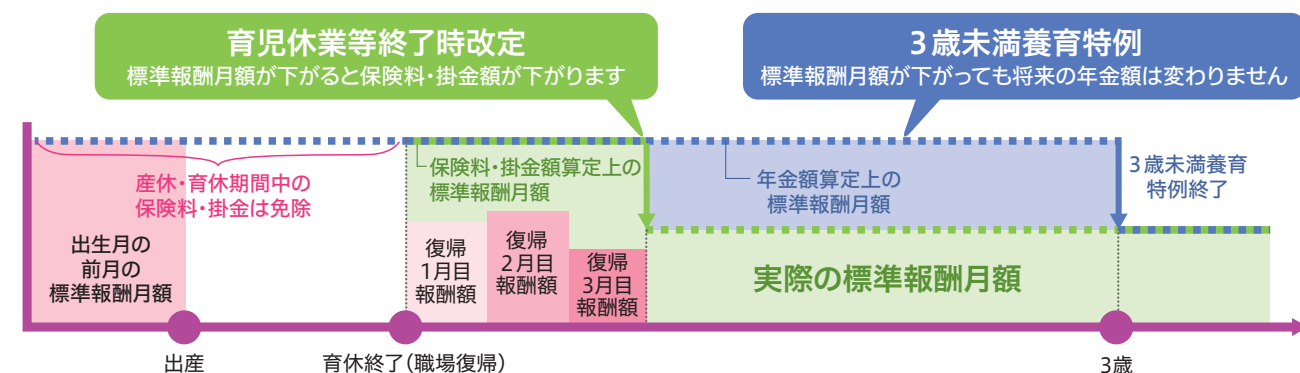
育児休業等から復職後、育児のため報酬額が下がった方(※1)などの標準報酬月額を実際の報酬額に近づけるため、「**育児休業等終了時改定**」(※2)を申し出ること、標準報酬月額を改定することができます。

この改定によって標準報酬月額が下がった場合であっても、「**3歳未満養育特例**」を申し出ることにより、年金の算定には養育開始前の高かった標準報酬月額を適用し、将来の年金額の減少を避けることができます。

今回は、「**育児休業等終了時改定**」と「**3歳未満養育特例**」について、問合せの多い内容にお答えします。

※1 例えば、育児部分休業・育児短時間勤務で給料月額などが減った方、引越などで通勤手当が減った方です。

※2 産前産後休業後に育児休業を取得せずに復職する場合は、「産前産後休業終了時改定」になります。



育児休業等終了時改定についてよくある Q & A



Q1 育児休業等終了時改定は、どのように行われますか？

A1 育児休業等を終了した組合員が条件(※)に該当した場合、**復職後3か月の報酬額の平均額**に基づいて標準報酬月額を改定します。
※詳細は、公立学校共済組合東京支部ホームページをご覧ください。

Q2 育児休業等終了時改定を申し出る場合、一方、申し出ない場合はどうなりますか？



A2 育児休業等終了時改定を申し出る場合、復職後3か月の報酬額の平均額により算定した標準報酬月額が産前産後の標準報酬月額より**1等級**でも変わる場合は育児休業等終了時改定を実施します。

なお、申出をされても、復職後3か月の報酬額の平均額により算定した標準報酬月額が産前産後の標準報酬月額と変わらない場合は、育児休業等終了時改定は実施しません。

一方、育児休業等終了時改定を申し出ない場合、標準報酬月額は次の定時決定または随時改定まで変わりません。



Q3 育児休業等から復職して数か月経過しましたが、申出は今からでも可能ですか？

A3 可能です。申出は育児休業等を終了した日から2年間は遡及できます。例えば復職後、4か月目に申出をされても育児休業等終了時改定の対象になります。

様式等は、各所属所または公立学校共済組合東京支部ホームページにありますので、所属の事務担当者を通じて経理担当へ提出してください。**なお、様式の改定を予定しています。該当の方は提出前に公立学校共済組合東京支部ホームページをご確認ください。**

3歳未満養育特例についてよくある Q & A



Q1 現在育児休業中ですが、3歳未満養育特例の申出書はいつ提出したらよいでしょうか？

A1 産前産後休業・育児休業の保険料等免除期間中は特例が適用されません。3歳未満養育特例は、**休業を終了して職場に復帰してから**、申し出てください。



Q2 父親で育児休業をしない場合でも養育特例の適用は受けられますか？

A2 受けられます。対象者は3歳未満の子を養育している父母で、養育特例を希望する組合員です。父母共に組合員の場合、父母共に適用となります。父親で育児休業を取らない場合は、子の出生後に申し出てください。



Q3 育児休業から復帰しても出産時と比べ標準報酬月額は下がりにくいです。3歳未満養育特例の申出は必要ですか？

A3 **養育特例は子が3歳未満の間適用されます。**復帰後、子が3歳になるまでの間に育児短時間取得等で標準報酬月額が下がる可能性がある場合は、申し出てください。下がらない場合は申出の必要はありません。



Q4 申出書に子のマイナンバーの記載をすれば、住民票の添付を省略できますか？

A4 **同居を確認するために住民票の添付を要していましたが、申出書に子のマイナンバーの記載があれば住民票を省略できることになりました。子のマイナンバーにより、住民票情報の提供を各自治体より受けることができるようになったためです。**（地方公務員等施行規程第190条関係）

3歳未満養育特例申出に関する注意

▶ 3歳未満養育特例の申出に必要な添付書類

申出には次の書類（発行から90日以内のもの、確認後返却します。）が必要です。

※状況によっては下記書類以外にも提出が必要な場合があります。

- 同居を確認するための「住民票」
（組合員と該当の子が記載または世帯全体のもの。特例開始日以降に発行されたもの）
ただし、申出書に子のマイナンバーの記載がある場合は、住民票を省略できます。（**Q4** 参照）
- 親子関係を確認するための「子の戸籍抄本」または「戸籍謄本」（戸籍事項証明書）
ただし、**申出する組合員が育児休業等を取得した場合または該当の子を被扶養者にした場合**は、「戸籍謄本」等を省略できます。

▶ 「3歳未満養育特例の適用を終了する届出書」の提出が必要な場合

特例を受けている該当の子が3歳になる前に以下の事由に該当するときは、特例を終了する届出が必要です。

- 次の子等の産前産後休業・育児休業（保険料等免除）を開始したとき
- 特例を受けている子が3歳前に死亡または別居などで養育しなくなったとき



問合せ先

育児休業等終了時改定について
福利厚生課経理担当

☎03-5320-6822

3歳未満養育特例について
給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828